職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号の表木工機械整備科の項を削り、同表機械木工科の項教科の欄中「材料　電気　製図　安全衛生」を「電気　製図　関係法規　安全衛生　機械木工法　木工機械整備法」に改め、同第二号の表木工機械整備科の項を削り、同表機械木工科の項教科の欄中「材料　電気　製図　安全衛生」を「電気　製図　関係法規　安全衛生　次の科目のうち必要とするもの　機械木工法　木工機械整備法」に改める。

別表第十一の二中

木工機械整備	木工科
機械木工 家具製作 建具製作	

を

機械木工 家具製作 建具製作	木工科

に改める。

別表第十一の四木工機械整備の項を削る。

別表第十二木工機械整備の項を削り、同表機械木工の項学科試験の欄第一号中「木工機械用切削工事」を「木工機械用切削工具」に改め、同欄第二号中「木取りの方法」を「木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途」に改め、「木材等の接合及び接着の方法」を削り、同欄第三号中「木工機械の使用方法　木工用器工具の種類、規格及び使用方法　木工機械の調整方法　工作精度検査の方法　品質管理」を「工作精度検査の方法　木工機械の試験及び検査の方法」に改め、同欄第四号を削り、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号を同欄第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　関係法規

騒音規制法関係法令、振動規制法関係法令及び大気汚染防止法関係法令のうち、木工機械に関する部分

別表第十二機械木工の項学科試験の欄第七号の次に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち受検者が選択するいずれか一の科目

イ　機械木工法

木工機械の種類、構造及び機能
木取りの方法
木材及び木質材料の接合及び接着の方法
木工機械の使用方法
木工機械の調整方法
品質管理
ロ　木工機械整備法

木工機械の種類、構造、機能、使用方法及び保守点検
木取りの方法
木材の研削加工
木工機械及び木工機械用切削工具に使用する材料の種類、性質及び用途
潤滑方式
ジグ及び取付具の製作方法及び使用方法
木材及び木質材料の接合及び接着の方法
電気用図記号及び電気回路図
空気圧機器の種類及び用途
空気圧回路
木工機械の据付け方法
木工機械の修理方法
木工機械の調整方法

別表第十二機械木工の項実技試験の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目

一　機械木工作業

プログラミング
ジグ製作
数値制御ルータ加工
作業時間の見積り

二　木工機械整備作業

木工機械の調整及び検査
ジグの製作及び調整
木工機械用切削工具の研削及び調整
木工機械による木製品の部材の試作
木工機械の修理及び検査
木工機械用切削工具の検査及び取付け

別表第十三木工機械整備の項を削り、同表機械木工の項学科試験の欄第二号中「木取りの方法」を「木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途」に改め、「木材等の接合及び接着の方法」を削り、同欄第三号中「木工機械の使用方法　木工用器工具の種類、規格及び使用方法　木工機械の調整方法　工作精度検査の方法　品質管理」を「工作精度検査の方法　木工機械の試験及び検査の方法」に改め、同欄第四号を削り、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号を同欄第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　関係法規

騒音規制法関係法令、振動規制法関係法令及び大気汚染防止法関係法令のうち、木工機械に関する部分

別表第十三機械木工の項学科試験の欄第七号の次に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち受検者が選択するいずれか一の科目

イ　機械木工法

木工機械の種類、構造及び機能
木取りの方法
木材及び木質材料の接合及び接着の方法
木工機械の使用方法
木工機械の調整方法
品質管理